

鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い来訪者が減少した市街地の賑わいを取り戻すため、商店街等（商店街その他の商業の集積をいう。以下同じ。）において、商店街組織等（商店街等を構成する団体のうち商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する組織、法人化されていない任意の商店街等組織であって規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者又はこれらに類する組織をいう。以下同じ。）が実施する需要喚起及び商店街等又は商業者の魅力向上に資する新たな取組み若しくは県内の事業者又は活動拠点を有する事業所等が駅等の主要な交通結節点や中心市街地の交流拠点等の周辺で行う集客イベント・キャンペーンを支援し、地域商業のにぎわい回復を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とし、当該額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とする。）以下とする。
 - 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 補助事業に係る重要な変更
 - (2) 補助事業の中止及び廃止
 - (3) 補助対象経費の増額を伴うもの
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(補助金の支払い)

- 第7条 補助事業者への補助金の支払いは、規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定に基づき行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が希望する場合、知事は補助金の概算払を行うことができるものとし、その金額は、交付申請額の2分の1以内の額(千円未満切り捨て)とする。
 - 3 知事は概算払による本補助金の支払いを行うときは、様式第8号によりあらかじめ通知するものとする。
 - 4 知事は、前項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。
 - 5 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第6号の概算払請求書、様式第7号の経費支出計画書を知事に提出しなければならない。
 - 6 知事は、概算払の請求を受けたときは、その内容を審査し適切と認められる場合、概算払を行うことができる。

(実績報告の時期等)

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

- 第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
 - 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
<p>(1) 商店街等によるにぎわい回復事業 新型コロナウイルス感染症防止対策を措置した上で実施する、商店街等における恒常的な集客力向上や販売力向上を目指して実施する需要喚起に資する事業。</p>	<p>商店街組織等</p>	<p>謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費、資料購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費（※）、外注費（※）、雑役務費、その他事業の実施に必要と認める経費</p>	<p>4分の3</p>	<p>100万円</p>
<p>(2) みんなでにぎわい回復事業 新型コロナウイルス感染症防止対策を措置した上で、交通結節点又は中心市街地のコミュニティ拠点周辺の公共に開かれ利用できる場所で開催される、来訪者が広く参加できるイベント・キャンペーン等。 ただし、以下の事業は対象外とする ア 一店舗の販促のみを目的とした事業 イ 会員制等参加者が限定される事業</p>	<p>県内に事務所又は活動拠点を有する事業所等（法人格の有無を問わない。） 非営利公益活動団体、地域住民組織、企業、商工団体等の各種産業団体及びその青年部組織等。 ただし以下の者は対象外とする。 ア 政治・宗教・特定の思想の普及に関わる者 イ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある者</p>	<p>※県内事業者が実施するものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。</p>		<p>50万円</p>

〇〇年度鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業計画書

1 事業の区分

(該当する区分に☑してください。)	
<input type="checkbox"/> 商店街等によるにぎわい回復事業	<input type="checkbox"/> みんなでにぎわい回復事業

2 事業実施主体の概要

名 称			
代表者職・氏名			
担当者職・氏名			
連 絡 先	電話番号		F A X
	E - m a i l		
所 在 地	〒		
組織の形態 (該当する区分に☑してください。)	<p>【県内に事務所又は活動拠点を有する事業所等】</p> <input type="checkbox"/> 非営利公益活動団体 <input type="checkbox"/> 地域住民組織 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 商工団体等の各種産業団体及びその青年部組織等 <input type="checkbox"/> その他（具体的に _____） <p>【商店街組織等】</p> <input type="checkbox"/> 商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を持った商店街組織 <input type="checkbox"/> 法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者 <input type="checkbox"/> 商店街組織に類する組織（商工会等）		
構 成 員 数			
団体等の概要			
消費税の取扱い	<p>(該当する区分に☑してください。)</p> <input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者		

3 事業の概要

事業名	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業実施場所	
事業の概要 ※補助金を活用して実施する事業の内容及び実施体制について具体的に記載してください。	
事業実施効果 ※補助金を活用して実施する事業により期待する効果を具体的に記載してください。	
新型コロナウイルス感染防止のための措置（集客が伴う場合）	※感染防止のための措置について具体的に記載してください
他の補助金の活用の有無	（該当する区分に☑してください。） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

注：上記の内容が記載されていれば、様式は別葉又は別紙で構いません。

4 事業費の内訳及び算出根拠

事業の細目	科目	積算	計	財源内訳	
				県費	県費以外
計					

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

科目	金額	摘要
計		

（注）収入の内容を具体的（手数料収入、市町村補助金等）に記載すること。

2 支出の部

（単位：円）

科目	金額	摘要
計		

（注）摘要欄には、積算等を明記すること。

県外発注理由書

事業区分	経費の内容	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理 由、県外発注で無けれ ばならない理由

様

鳥取県知事 ○○ ○○ 印

○○年度鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「（商店街等によるにぎわい回復事業・みんなでにぎわい回復事業）」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業補助金交付要綱（令和 年 月 日付第2020 号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

〇〇年度鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業報告書

1 実施した事業の内容

事業名	鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業				
事業区分	〔 商店街等によるにぎわい回復事業 ・ みんなでにぎわい回復事業 〕				
事業実施期間	年 月 日		～	年 月 日	
事業実施場所					
実施内容 ※補助金を活用して実施した事業について具体的に記載してください。					
事業実施効果 ※事業を実施したことによる効果を数値等具体的に記載してください。					
他の補助金の活用の有無	（該当する区分に <input checked="" type="checkbox"/> してください。） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。				

2 事業費の内訳及び算出根拠

事業の細目	科目	積算	計	財源内訳	
				県費	自己負担
計					

鳥取県知事

様

所在地
名称
代表者名

印

〇〇年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった 年度鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 （補助対象経費／間接補助対象経費）の額	金	円
3 実績報告控除税額	金	円
4 確定した控除税額	金	円
5 補助金返還相当額	金	円
※ $4 - 3 > 0$ の場合、 $(4 - 3) \times (1 \div 2)$		

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
 名 称
 代表者職・氏名 印

鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業に係る概算払請求書

鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業について、鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付申請額	円
概算払希望額	円
支払希望時期	令和 年 月 日頃
概算払を希望する理由	
口座情報	銀行名： 支店名： 種 別： 普通 ・ 当座 口座情報：(店番) _____ — (口座番号) _____ 口座名義(フリガナ)： ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なっていますが、以下の者に受領を委任します。 受任者(口座名義人) _____
添付書類	・ 様式第7号 経費支出計画書

経費支出計画書

（単位：円）

事業支出の科目	内容	補助対象経費	補助金額	支出時期（年月）
			/	
合 計				

※交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること

※必要に応じて行を増やして使用すること

様式第8号（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

（企業名）
（代表者氏名） 様

鳥取県知事 平井 伸治

鳥取県地域商業にぎわい回復支援事業補助金概算払通知

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知（及び 年 月 日付 第 号で変更承認通知）をした本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 概算払額 | 円 |
| 3 残 額 | 円 |